



平成22年7月15日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社
代 表 名 代表取締役社長 福田 吉孝
(コード番号: 8515 東証第1部)
問合わせ先 業 務 部 長 竹倉 耕平
TEL 03-4503-6050 (広報課)

改正貸金業法啓発テレビCM
「アイフルからのお知らせ」
～新しいお借入れのルール～

アイフル株式会社(代表取締役: 福田吉孝)は、本年6月18日に完全施行された改正貸金業法の認知向上を目的とし、7月中旬より既存の営業テレビCMを一時休止し、改正貸金業法啓発テレビCM「アイフルからのお知らせ」を集中的に放映する予定です。

新テレビCM「アイフルからのお知らせ」では、お客様への影響が大きい総量規制について、文字および音声にて簡易に説明し、お客様のご質問・ご相談に対するお問い合わせ先として当社の相談窓口をご案内いたします。

当社は、今後もお客様に安心してご利用いただけるよう、改正貸金業法の周知・理解の促進に努め、健全な消費者信用市場の形成に寄与してまいります。

【記】

1. 放映開始日

平成22年7月17日(土) 予定

2. 放映概要

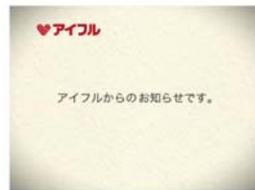
スポットCM(15秒)を全国で放映します。

3. CMの内容

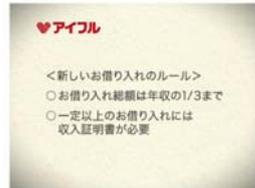
- ・視覚でも内容がご理解いただけるよう、文字を中心とした静止画の構成となっており、ナレーションに合わせ、文字が表示されます。
- ・改正貸金業法の施行に伴い、「新規でのお借入れができなくなる場合があること」のナレーションに合わせ、「年収の3分の1以上のお借入れが出来なくなること」や「一定以上のお借入れの場合は収入証明書の提出が必要になること」を表示します。
- ・お客様のご質問・ご相談に対するお問い合わせ先として当社のフリーダイヤルを表示します。

《絵コンテ》

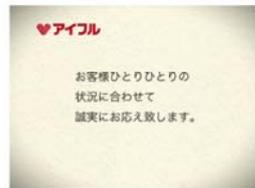
アイフル 企業 TV-CM「お知らせ」篇 15秒



NA:
アイフルからのお知らせです。



貸金業法改正により
新規のお借り入れが
できない場合がございます。



お客様ひとりひとりの
状況に合わせて
誠実にお応えいたしますので



アイフルまで
お問い合わせください。



以 上